

## 学校経営のポイント

# “新型インフルエンザ”と学校保健安全法

若井 彌一

4月下旬から、新型インフルエンザ(H1N1)報道に神経をとがらせている学校関係者が多かろうと思われる。しかし、事態は流動的とはいえ、まだ国内感染者が出たとの報道がないのは救いである(5月6日午後6時現在)。

### 学校保健安全法との関係は

ところで、今年4月1日から学校保健安全法が施行されている。感染症との関連で、法改正を読んでもみるとどうか。

大幅な改正にもかかわらず、感染症関連の諸規定に関しては、次のように下線を施した部分が改められただけであり、各条文の趣旨に変更はない。

#### 第4節 感染症の予防

(出席停止)

**第19条** 校長は、感染症にかかっており、かかっている疑いがあり、又はかかる恐れのある児童生徒等があるときは、政令で定めるところにより、出席を停止させることができる。

(臨時休業)

**第20条** 学校の設置者は、感染症の予防上必要があるときは、臨時に、学校の全部又は一部の休業を行うことができる。

(文部科学省令への委任)

**第21条** 前2条(第19条の規定に基づく政令を含む。)及び感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(平成10年法律第114号)その他感染症の予防に関して規定する法律(これらの法律に基づく命令を含む。)に定めるもののほか、学校における感染症の予防に関し必要な事項は、文部科学省令で定める。

学校保健安全法の施行に対応すべく、同法の施行令(政令)と施行規則(文部科学省令)も改正されたが、その公布は、本年3月25日であった。このような事情から、市販の教育関係六法では、改正法は掲載できても、施行令と施行規則は旧規定のまま

である。新学年度開始の直前であったが、とにかく、学校保健安全法の施行に同法施行令と施行規則の公布は間に合った(以下、「改正法施行令」「改正法施行規則」という)。

### 改正法に対応する政令と省令の一部改正

改正法施行令では、改正法第18条(改正前は第20条)の「学校の設置者は、この法律の規定による健康診断を行おうとする場合その他政令で定める場合においては、保健所と連絡するものとする」との規定に対応して、(保健所と連絡すべき場合)として、「一 法第19条の規定による出席停止が行われた場合 二 法第20条の規定による学校の休業を行った場合」を新たに規定した(第5条)。

校長による出席停止の指示(第6条)、出席停止に関する報告(第7条)の規定は、条文中、「伝染病」が「感染症」に改められた以外は、技術的な改正が行われているだけである。なお、第8条(旧第7条)については、条文見出しが(感染症又は学習に支障を生ずるおそれのある疾病)に改められていることに注意したい。

次に、改正法施行規則では、改正前「第2章 伝染病の予防」が「第3章 感染症の予防」に改められている。しかし、感染症の種類(第18条)、出席停止期間の基準(第19条)、出席停止の報告事項(第20条)、感染症の予防に関する細目(第21条)の諸規定は、どれも技術的なレベルでの用語入替えが行われているだけで、条文の趣旨に変更はない。

当面、文部科学省や教育委員会からの新たな通知等の見落としのないように注意し、感染症対策に万全を期したい。(わかい・やいち=上越教育大学長)

本紙は、<http://www.kyouiku-kaihatu.co.jp>でも掲載

●最新刊好評発売中! 市川 昭午【著】 A5判上製 351頁・定価 3,780円 教育開発研究所

## 『教育基本法改正論争史—改正で教育はどうなる』

■好評発売中! 免許状更新講習、「指導改善研修」、新教育課程への移行等の対応は万全か!

『教員の養成・免許・採用・研修』若井 彌一【編著】 A5判 370頁定価 3,570円